

資料

第9回 福崎町上下水道事業審議会

令和7年1月30日

目次

1. 工業用水道事業の現状と課題について-----	1
2. 福崎町工業用水道事業の沿革	
2-1.事業の現況-----	2
2-2.経営分析について-----	4
2-3.経営の基本方針について-----	5
2-4.投資・財政計画（収支計画）について-----	5
2-5.財政収支の見通しについて-----	6
3. その他	
別紙資料 1. 福崎町工業用水道事業施設概要図	
別紙資料 2. 財政収支予測（現行料金継続の場合）	

工業用水とは

工業用水道事業法（昭和 33 年、法律第 84 号）において「工業」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水（水力発電用、飲用を除く）のことを「工業用水」といいます。

我が国の工業用水道事業をとりまく現状と課題について

日本の工業用水道は、「産業の血液」として、高度経済成長期の産業拡大により需要が高まり、工業用水道事業は全国に展開され、その規模も順次拡大していきました。

しかしながら、平成に入ってから現在に至るまで施設能力は概ね不変である一方、需要は社会情勢や産業構造の変化、さらには水の合理化利用の進展等により減少し、工業用水道事業者の営業収益も減少傾向にあります。

また、高度経済成長期に整備した施設の老朽化の進行と耐震化整備の遅れ、熟練職員の高齢化や技術の空洞化など、多くの問題を抱えています。

さらには、近年の激甚化する災害の頻発等により、工業用水道施設にも被害が発生し、ユーザーへの給水停止等の支障が生じる事例も確認されています。

このような背景のもと、工業用水の安定供給に資する耐震化率の向上等、工業用水道施設の「強靱化」の推進が急務であり、それに資する経営基盤の強化が課題となっています。

強靱化とは

地震や台風などの自然災害に強いまちづくりを行い、災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取り組みです。

福崎町工業用水道事業の沿革

福崎町工業用水道事業は、「株式会社丸紅」が福崎工業団地の開発に伴い整備した施設を無償で譲り受け、昭和 52 年度から福崎町高橋地区にある福崎工業団地へ工業用水の供給を開始しました。

また平成 7 年度には、隣接する福崎町西治地区で福崎企業団地の造成が完了したことに伴い、福崎企業団地へも工業用水の供給を開始しました。

現在は、2,000 m³/日の給水能力を有しており、23 社の受水企業へ向け、1,820 m³/日の供給を行っています。

1. 事業の現況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

① 給水について

供給開始年月日	昭和 52 年 4 月 1 日	契約水量	1,820 m ³ /日
供給先事業所数	23 社（29 件）	一日平均給水量	1,579 m ³ /日

福崎工業団地で 25 社（19 社）、福崎企業団地で 11 社（3 社） 合計 36 社（22 社）が操業しています。

※（ ）は工業用水供給先事業所の数を示す。

※22 社に㈱随縁リゾートを加えて合計 23 社となります。

② 施設について ※『別紙資料 1』が工業用水道の施設概要図となります。

水源	□表流水 □ダム ■伏流水（第 1 水源） ■地下水（第 2 水源） □湖沼水 □その他		
施設数	水源地設置数	2	管路延長 送水管 : 3,632m 配水管 : 5,807m
	配水池設置数	1	
給水能力	2,000 m ³ /日		計画給水能力 4,000 m ³ /日

③ 料金について

料金体系の概要	・料金体系は二部料金制を採用しています。 基本料金：基本水量 1 m³につき 21 円 従量料金：実使用水量 1 m³につき 14 円 超過料金：基本水量を超える 1 m³につき 48 円 ※基本料金と従量料金及び超過料金を合計した額に消費税 10%を加えます。 ※10 円未満の端数は切り捨てます。 【料金計算例】 契約水量 50 m³/日の企業が 1 ヶ月（30 日間）に 2,000 m³使用した場合 ①基本料金部分 50 m³×30 日×21 円 = 31,500 円 ②従量料金部分 1,500 m³×14 円 = 21,000 円 ③超過料金部分 500 m³×48 円 = 24,000 円 ①②③の合計=76,500 円 76,500 円+消費税 10%（7,650 円）= 84,150 円
料金改定年月日	平成 29 年 4 月 1 日 ※消費税のみの改定は含まない

④ 近年における主な建設改良事業

- ・平成 22 年度に西治地区ほ場整備事業に伴い、同地区内に埋設されている送水管の耐震化を実施しました。
- ・平成 26 年度と 27 年度に強靱化事業として、工業団地に埋設されている一部送配水管の耐震化を実施しました。
- ・機械電気設備の交換・修繕などの保全工事により、施設の長寿命化・資本的支出の低減を図りました。

2. 経営分析について

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	備考
料金収入	32,987 千円	34,316 千円	32,001 千円	
純利益	9,104 千円	4,610 千円	4,171 千円	
経常収支比率	126.5%	111.4%	110.8%	算出方法は 下記に記載
料金回収率	137.4%	115.1%	114.5%	
契約件数	23 社（29 件）			
現在給水能力に対する契約率	91.0%			第 1 水源を除く
【上記の指標などを踏まえた経営分析】				
・平成 29 年度の料金改定以降、令和 5 年度までは純利益を確保しています。 ・経常収支比率・料金回収率ともに 100%を上回り、現在は健全な経営が維持できています。 ・現在確保している二つの水源のうち、第 2 水源で十分な取水ができるため、第 1 水源は予備施設としています。第 1 水源を考慮しない場合、『現在給水能力に対する契約率』は 91.0%であり、適正な施設規模を維持しています。				

※経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

【分析の考え方】

100%以上の場合は単年度の収支が黒字であることを示し、100%未満の場合は赤字であることを示します。
事業全体の収益で、事業全体の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

※料金回収率 (%) = 供給単価 / 給水原価 × 100

【分析の考え方】

100%未満の場合は、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを示します。
料金水準が適正であるか評価する指標になります。(下水道事業における『経費回収率』と同様の意味です。)

3. 経営の基本方針について

工業用水を安定的に供給することで、企業の経済活動を支え、地域経済の発展に寄与します。

《水の安定供給と災害に強い工業用水道の構築》

- ・計画に基づいた効率的な施設更新整備を進めることで、工業用水道の安定供給を図ります。
- ・災害に強い工業用水道（施設の耐震化・緊急時対応の強化）を目指します。

《経営基盤の強化》

- ・工業用水道事業を持続的に経営していくために、適宜料金水準の適正化を検討します。
- ・国庫補助金の採択に向けた省庁への要望活動を継続します。

4. 投資・財政計画（収支計画）について

① 収支計画のうち投資について

目 標	・事業実施期間は令和6年度から令和9年度とします。 ・工業用水道強靱化事業として、七種川水管橋の更新工事及び送水管の布設替工事を実施します。
概算事業費	・七種川水管橋更新工事 : 195,000 千円 令和6年度～令和8年度（令和6年度は設計委託） ・送水管布設替工事 : 46,800 千円 令和9年度（布設替延長 L=180m）
【事業の目的】 管路の地震対策として、耐震性能が不足している水管橋（送水管路）を更新し、耐震化を実施します。また、水管橋更新の事業効果を促進し、より一層強靱化を加速するため、令和9年度からは水管橋の第2水源地側に残っている老朽化した送水管を耐震管に布設替え予定です。この事業は、本町が令和5年度に策定した「福崎町工業用水道事業更新・耐震化計画（経営戦略）」に基づいて実施するものです。	

② 収支計画のうち財源について

目 標	・財源内訳は、企業債および自己財源（内部留保資金）とします。
・企業債の発行は、建設投資額に対して約 60%を目安とします。 ・企業債を充当してなお不足する額は、自己財源（内部留保資金）から補てんします。	

5. 財政収支の見通しについて

更新・耐震化計画において目標としている『工業用水道強靱化事業』（七種川水管橋更新工事及び送水管布設替工事）を実施する上で、**現行料金を継続した場合**の財政収支見通しの検討を行いました。

具体的には、決算書や予算書並びに発行済み企業債の償還計画等を基に財政実績・予算値の整理を行った上で、財政シミュレーションの計算条件を設定しました。次いで、『工業用水道強靱化事業』を実施した場合における、令和 25 年度までの財政シミュレーションを行い、その結果を確認しました。

結果を『別紙資料 2』に基づいてご説明します。

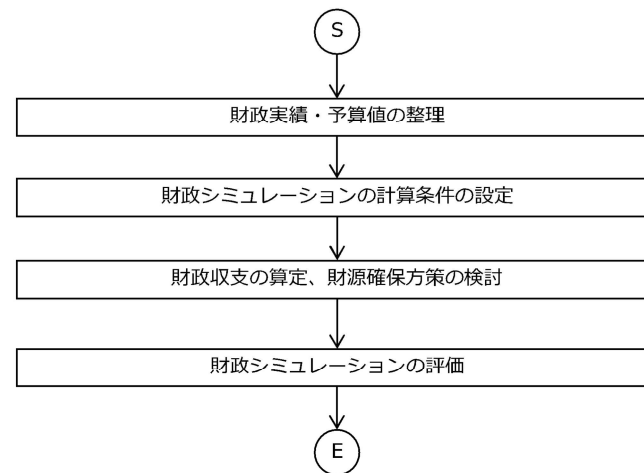


図 1.1 財政収支見通しの検討手順